質 問 第 三 号昭和三十年四月十八日提出

農地維持に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十年四月十八日

衆

議

院

議

長

益

谷

秀

次

殿

提出者 古 島 義 英

## 農地維持に関する質問主意書

政 府 は 自 作 農 創 設 維 持  $\mathcal{O}$ た 8 12 は 万 全  $\mathcal{O}$ 策 を 講 じ 7 は 1 ると 思 う が 昭 和 + 八 年 度 中 に

自 作 地  $\mathcal{O}$ 移 動 が 田 に お 1 7 は 万 五 千 余 町 歩 畑 に お 1 7 は 万 兀 千 余 町 歩 に 及 び 中 で ŧ 工

す る 状 況 で あ る が、 ک れ に 対 L 1 か な る 措 置 をと り 0 0 あ る か。

場

敷

地

لح

L

て

使

用

目

的

変

更

が

は

な

は

だ多く、

日

本

 $\mathcal{O}$ 

食

糧

事

情

をま

す

É

す 危

た、

V >

に

陥

L

7

れ

ん

ま た 自 作 地  $\mathcal{O}$ 維 持 と 工 場 敷 地 と 1 ず れ を 優 先 させ る か

政 府 は 自 作 農 創 設 特 別 措 置 法 に 基 き 昭 和 二十二年 + 月 農 地 を 買 収 L た 上、 売 渡 時 期 を 昭 和

二 十 二 年 + 月 二 日 لح 定  $\Diamond$ 7 昭 和 十三 年三 月 日 付 売 渡 通 知 書 を 農 民 に 交 付 L た  $\mathcal{O}$ 場 合

に自 作 農 創 設 特 別 措 置 法 第 + 条  $\mathcal{O}$ 規 定 12 基 き 買 収 令 書 に 記 載 L た 買 収  $\mathcal{O}$ 時 期 に 所 有 権 を 取 得

L 農 民 は 売 渡 通 知 書 に 記 載 L た 売 渡  $\mathcal{O}$ 時 期 に 所 有 権 を 取 得 すること は 同 法 第 <u>二</u> 十 条 0 規 定

に 基ききわ め て 明 り、よい ようだと思う うが そ れ に 相 違 な きや 7 カュ ん。

三 度 所 有 権 が 政 府 に 移 転 せ ば 政 府 は 所 有 権 取 得  $\mathcal{O}$ 移 転 登 記 を な 売 渡 通 知 書 交 付 に ょ

た 以 上 は 農 民 に 対 L す 4  $\dot{\phi}$ か に 所 有 権 移 転 登 記 を な す 義 務 あ り لح 信 ず るが 政 府  $\mathcal{O}$ 所 見 7 か

ん。

7

所

有

権

が

農

民

12

移

転

す

れ

ば

農

民

12

妆

L

代

金

 $\mathcal{O}$ 

納

入

を

な

さし

 $\Diamond$ 

時

払

に

ょ

り

代

金

を

納

入

兀 政 府 買 収 令 書 を農 地 所 有 者に交付 して所 有 権 を取り 得 L 買 収 代 金をご 農 地 所 有 者 に 支 払 を完了

し、 農 民 に 対 L 売 渡 通 知 書 |を交付 して 農民 に 所 有 権 を 取 得 せ L め、 売 渡 代 金 を 払 込 ま L 8 完 全

12 農 民 12 所 有 権 を 取 得 せ L 8 た る に か か わ 5 ず、 政 府  $\mathcal{O}$ 所 有 権 取 得  $\mathcal{O}$ 登 記 t な さず、 t 5 Ś  $\lambda$ 

農 民 に 対 所 有 権 移 転 登 記 ŧ な さ ず、 売 渡 代 金 を 納 入 L た 時 ょ り す で に 六、 七 年 ŧ 経 過 L た

日 な お れ を 放 任 す る こと は 政 府  $\mathcal{O}$ <del>\_\_</del> 大 失 態 な ŋ と 信 ず る が 政 府 は、 こ の 失 態 を 認 め る か。

ŧ L 認 8 ると せ ば、 今 ただち に 所 有 権 移 転  $\mathcal{O}$ 登 記 を な す か

ま た 失態 に あらずと考えうるならば、 そ  $\mathcal{O}$ 法 律 的 根 拠 1 カン ん。

五. たこ る か 自 لح 作 ŧ 昭 農 な 創 和 十 二 設 け 特 れ ば 年 别 措 減 以 額 来 置 法 L た 昭 第 こと 五. 和 条 ŧ + 八 号 な <  $\mathcal{O}$ 年 農 収  $\neg$ 納 収 地 穫 を 得 買  $\mathcal{O}$ 著 た 収 農 さ L < 地 n は 不 る 定 ま  $\neg$ で な 収 農 穫 <del>---</del> 著 定 地 <u></u> L  $\mathcal{O}$ < لح 小 は 不 作 定 料 1  $\mathcal{O}$ か を 農 な 地 る 土 箘 年 地 を 1 £ うこと 意 割 引 味 L す

は 出 来 な 1 کے 信 ず る が 政 府  $\mathcal{O}$ 見 解 1 カン  $\lambda$ 

六 す 安 た 地 定 昭 る 政 府 せ کے 和 カ 1 が L そ う + 売 む 理 九 渡 n る と 所 年 由 通 ŧ 以 を 知 で ŧ 書 不 月 当 + は 0 を 交 な 7 処 \_\_ く 付 分 売 日 渡 に た し、 至 を る む 売 取 り、 売 ろ 渡 渡 り 不 消 某 代 取 消 当 す ゴ 金 ک を 処  $\mathcal{O}$ A 分 処 لح 会 は、 時 社 分 を で 払 取  $\mathcal{O}$ とし 工 消 自 あ 場 Ļ る 作 لح 農 敷 7 思 す 納 創 地 <u>ک</u> 4 う 設 入 B す が せ 又 る カン は L に 維 た 8 政 売 持 8 7 府 渡 は に 以  $\neg$ 後 通 カン 逆 収 六 穫 カ 行 知 箇 書 る  $\mathcal{O}$ L 著 を 年 不 当 農 有 交 L 付 処 < 余 民 分 を 不 L  $\mathcal{O}$ 定 経 た を 地 容 な 過 相 位 農 手 認 を L

七  $\overline{\phantom{a}}$ 収 穫  $\mathcal{O}$ 著 L < 不 · 定 な農 地 Ш を 買 収 L な 1  $\mathcal{O}$ は 自 作 農 民 保 護 0) た 8 で あ り、 か カ る 農 地 は 売

方

に

所

有

権

移

転

登

記

を

な

す

×

き

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

لح

認

ts.

る

カン

を 場 収 地 小 渡 れ 敷 登 作 すこと 取 地 を 消 記 لح 料 適当 とす ŧ は を L な 認 ŧ 年 さず、 とし る  $\Diamond$ 出 購 Þ ず、 と 目 来 入 7 ど 的 な 代 を 認 売 小 1 ک 金 ŧ 渡 作 8 か お は つて、 5 登 人 り 返 記 で は 知 な 戻 事 ŧ 進 あ < L 同 なさず、  $\lambda$ る。 ょ 完 な 法 で り 納 1 第 売 買 L L 五. 渡 取 か た 7 条 自 通 り る 0) 1/ を 12  $\mathcal{O}$ 作 知 た で 農 農 書 申 八 以 あ 号 を 出 創 民 上 る 交付 で、 設 自  $\overline{\phantom{a}}$ が は 身、 特 収 政 町 穫 別 し、 地 府 措 村 該  $\mathcal{O}$ は 主 著 農 農 置 購  $\sum_{}$ ŧ L 法 入 地 地 れ 小 < 代 は 委 を を 作 員 + 不 金 廃 正 人 定 を 会 数 止 当 ŧ な 納 年 せ لح 農 5 府  $\neg$ に 入 認 収 せ 県 わ 地 れ 穫 農  $\Diamond$ た た L る لح に  $\mathcal{O}$ 地 n 8 著 委 耕 か 7 1 か 員 う 作 後 し か 会 不 理 わ < L は 当と 今 不 由 5 で ず、 な لح 定 Ł 定 認 売 お な 農 渡 工 買 に  $\mathcal{O}$ 8

か か る 不 当 処 分 に ょ り 農 地 を 奪 わ れ た 農 民 を 1 か に L 7 救 済 す る カン

る

カン

そ

 $\mathcal{O}$ 

法

的

根

拠

11

か

 $\lambda$ 

八 有 権 購 を 入 取 代 得 金 す を る 収 ま 得 で L は た 何 後 六 時 ま 箇 で 年 で t Ł 経 取 過 消 L 7 L 得 取 ることにな 消 が 出 来 る る な が 5 ば そ れ 購 で 入 は 者 農 が 民 取  $\mathcal{O}$ 得 地 時 位 效 は に 何 ょ 時 0 7 ま 所 で

ŧ 安 定 L な 7 が、 農 民  $\mathcal{O}$ 地 位 安 定  $\mathcal{O}$ 方 策 1 か ん。

九 農 地 を 坪 ŧ 所 有 せ ざ る 官 吏 に 対 し、 自 作 農 創 設 特 別 措 置 法 第 + 六 条、 第 + 条、 第

条  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 き、 農 地 を 売 渡 L た 事 例 が あ る。 ک れ は 自 作 農と L て 農 業に 精 進 す る 見 込 は 全

然 な 7) が そ 0) 売 渡 を正当と認 8 る か ŧ L 正 当ならず と認 め るなら ば 売渡 を取 消 す 意 思 あ n

& °

+農 業 委 員 会 法 第 兀 + 九 条で、 あ 5 か じ  $\Diamond$ 都 道 府 県 知 事  $\mathcal{O}$ 確 認 を 得 7 取 消 すこと 0 出 来 る  $\mathcal{O}$ 

は、 同 法 第 六 条  $\mathcal{O}$  $\neg$ 農 地  $\mathcal{O}$ 利 用 関 係  $\mathcal{O}$ 調 整 Ш  $\neg$ 自 作 農 創 設 維 持 に 関 す る 事 項 Ш で あ 0 て すで

に 売 渡 通 知 書 を 交 付 L 購 入 代 金 を 納 入 せ L  $\Diamond$ 7 後 六 七 年 を 経 過 し、 自 作 農 創 設 特 別 措 置 法

は 廃 止 せ 5 れ た に か か わ 5 ず 該 法 第 五. 条  $\mathcal{O}$ 八 号  $\neg$ 収 穫  $\mathcal{O}$ 著 L < 不 定 な 農 地 た る  $\mathcal{O}$ ゆ え を ŧ

つて 売 渡 処 分 を 取 消 す ح کے は 都 道 府 県 知 事  $\mathcal{O}$ 確 認 を 得 た か 5 とい 0 7 取 消 す ک لح は 出 来 な 1 لح

信ずる。 都 道 府 県 知 事  $\mathcal{O}$ 確 認 さえ 得 れ ば 何 時 で ŧ 取 消 すことが 出 来 る 0 か。 そ れ で は 農 地  $\mathcal{O}$ 安

右質問する。

定と維持は到底望めないと信ずるが、政府の所見いかん。